

訴 状

令和 4 年 5 月 2 3 日

事件名:損害賠償請求事件

広島地方裁判所三次支部 御 中

(送達場所)

原 告

〒727-0021

広島県庄原市三日市町 3 0 9

高 野 邦 夫(コウノクニオ)

被 告

〒101-8977

東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1

国 代表者法務大臣 古 川 禎 久(ふるかわよしひさ)

訴訟物の価額	金 100,000 円
貼用印紙額	金 1,000 円
予納郵券	金 6,192 円

付属書類	甲号証 写し	3 通
〃	証拠説明書(1)	1 通

記

請求の趣旨

1. 被告は原告に対し金 100,000 円、及び令和 3 年 9 月 16 日から完済に至るまで年 3 分の割合による金員の支払をせよ。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。  
以上の通りの判決、及び仮執行の宣言を求める。

請求の原因


1. 広島地方裁判所三次支部平成 30 年(ワ)第 19 号損害請求事件(平成 30 年 5 月 28 日提訴)において、被告国(牛尾副検事等)が虚偽事実を捏造して勝訴した点は、所謂第三者詐欺利得罪(刑法 246 条 2 項)を構成するものと解される。そして原告である私に対しては、不法行為(民法第 709 条)を構成する事は勿論である。
2. 以上の詳細については、国の答弁書を拝見した上で、準備書面等で詳述する。

★刑法第二四六条（詐欺）

人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

3, 事件番号及び当事者等の表示(甲第1号証の一部)

平成31年1月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 佐藤雄美 

平成30年（ワ）第19号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成30年11月28日

判 決

広島県庄原市三日市町309

原 告 高 野 邦 夫

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

同代表者法務大臣 山 下 貴 司

同 指 定 代 理 人 山 西 浩 仁

同 光 成 崇

同 沖 宣 幸

同 大 代 明 美

同 岡 野 大 祐

同 山 下 郁 代

同 池 田 真 悟

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

請求の内訳

1. 本件告訴手続に要した諸費用の一部=金1円
2. 訴訟物の価額金10万円、及び精神的苦痛(少なくとも金1千万円を下らない筆舌に尽くし難い苦痛)に対する慰籍料の一部=金99,999円

不法行為構成事実(概要)

1. 齋藤敦裁判官が、国の訟務官等に欺き騙されて行った事実認定

ここに「平成29年6月」とあるのは、被告国(以下単に国という)が、原告(以下私という)が、広島地方検察庁三次支部に提出した検察官宛告訴状の日付を、庄原区検の牛尾昌伸副検事(以下単に牛尾副検事という)が、空欄であった日付欄を恣意に12と記入したものを乙第3号証の1として提出した結果です。真実の日付は{平成29年6月8日}であり、4日も後に遅らせたものである。

甲第1号証 2頁より引用

1 前提事実（当事者間に争いが無い。）

(1) 原告は、平成29年6月、津田廣雄が、同年5月2日、原告の居住敷地内に入り、原告に暴行を加え、傷害を負わせたと主張し、罪名を住居侵入及び傷害として、広島地方検察庁三次支部に告訴状を提出した（以下、原告の主張する上記事件を「本件刑事事件」といい、上記告訴状を「本件告訴状」という。）。

牛尾副検事が恣意に書き込んだ数字の12



2. 一審で提出された乙3証の1により、控訴審の広島高等裁判所平成31年(ネ)第54号では、ハッキリと平成29年6月12日と認定されている(甲第3号証6~7頁)。

ウ 控訴人は、平成29年6月12日、広島地方検察庁三次支部を訪れ、対応した職員に対し、同日付けの本件告訴状（「広島地方検察庁三次支部検察官」宛てのもの）を提出した。対応した職員は、本件取扱要領10条に従い、控訴人に対し、本件告訴状の宛先を「広島地方検察庁検察官」に訂正させた上、告訴状等送付書に本件告訴状を添付して広島地方検察庁に送付した。(乙3の1, 乙5)

3. 以上の点についての詳細で十全な主張・立証は、国の答弁書を拝見した後、必要に応じて行う。

以上原告 高野 邦 夫(コウノクニオ)